

令和2年第4回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 一般職の任期付職員の採用に関する条例

(1) 制定内容

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定める。

(2) 施行期日

公布の日

2 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

会計年度任用職員の服務の宣誓は、任命権者が別段の定めをすることができる旨の特例を設ける。

(2) 施行期日

令和3年4月1日

3 目黒区児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区児童発達支援センターの事業として新たに保育所等訪問支援(※)を実施するに当たり、利用対象者及び使用料等に係る必要な規定の整備を行う。

※保育所等訪問支援・・・障害児が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、小学校等）を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう専門的な支援等を行うもの

(2) 施行期日

令和3年2月1日

4 目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

借上げの期間が満了することに伴い、区民住宅を廃止する。

ア 目黒区立メイプル中目黒

廃止する施設の名称	位置	種別	
目黒区立メイプル中目黒	東京都目黒区中目黒二丁目8番2号	一般用住宅	借上げ

イ 目黒区立五反山ヒルズ

廃止する施設の名称	位置	種別	
目黒区立五反山ヒルズ	東京都目黒区東が丘一丁目17番5号	一般用住宅	借上げ

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 令和3年2月1日

イ 上記(1)イ 令和3年3月16日

5 目黒区学童保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

原則として「小学校第1学年から第3学年までに在籍している児童」としている学童保育事業の対象学年を「小学校に在籍している児童」に拡大する。

(2) 施行期日

令和3年4月1日

6 目黒区長等の給料等に関する条例及び目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区長等の期末手当の額を改定する。

ア 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条）

・期末手当の減額（単位：月）

	現行	改正後
3月	0.25	0.25
6月	1.65	1.65
12月	1.70	<u>1.65</u>
計	3.60	<u>3.55</u>

イ 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条）

・期末手当の減額（単位：月）

	現行	改正後
3月	0.25	0.25
6月	1.65	<u>1.60</u>
12月	1.65	1.65
計	3.55	<u>3.50</u>

(2) 施行期日

令和3年1月1日

## 第2 和解

### 1 住民税扶養親族調査における事故に関する和解について

令和元年9月29日に発生した住民税扶養親族調査における事故について、次のとおり損害賠償の額を定めて和解することとする。

損害賠償額 2,499,162円

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206